

入院時の食事負担額の変更について

令和 7 年 4 月 1 日より、国の健康保険法等の規定に基づき入院時の食事負担額が変更になります。

入院時の食事に係る標準負担額（1 食につき）

区 分			令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日から
一 般			490 円	510 円
市町村民税 非課税世帯	70 歳未満		230 円 (91 日目以降 180 円)	240 円 (91 日目以降 190 円)
	70 歳以上	低所得者Ⅱ	230 円 (91 日目以降 180 円)	240 円 (91 日目以降 190 円)
		低所得者Ⅰ	110 円	110 円
指定難病等患者			280 円	300 円

ご不明な点などございましたら、会計窓口までお声かけください。

令和 7 年 4 月
平和台病院

入院時の生活療養（食費）の変更について

令和 7 年 4 月 1 日より、国の健康保険法等の規定に基づき 入院時の生活療養（食費）の負担額が変更 になります。

入院時の食費に係る標準負担額（1 食につき）

<生活療養標準負担額：療養病棟の 65 歳以上>

区 分		令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日から
一 般		490 円	510 円
市町村民税 非課税世帯	65 歳以上 (医療の必要性の高い方)	230 円 (91 日目以降 180 円)	240 円 (91 日目以降 190 円)
	低所得者Ⅰ	140 円	140 円
	老齢福祉年金受給者・ 医療の必要性の高い方	110 円	110 円
指定難病等患者		280 円	300 円

ご不明な点などございましたら、会計窓口までお声かけください。

令和 7 年 4 月
平和台病院